

4 歴ア企第 8 6 8 号
令和 4 年 10 月 25 日
アーツカウンシル東京

START Box Roppongi 使用規約

(総則)

第 1 条 この規約は、アーツカウンシル東京企画部長（以下「管理者」という。）が運営・管理する START Box Roppongi（以下「施設」という。）の使用について定めます。施設を使用する際には、本規約の内容を十分に理解し、これを遵守してください。

(使用時間)

第 2 条 施設の使用時間（入退館）は、午前 9 時から午後 10 時までとします。必ず午後 10 時までに完全退出してください。なお、午後 10 時にはいかなる場合も施設を施錠しますので、途中外出の際は、財布、携帯電話、自宅の鍵、定期券等の貴重品は必ずお持ちください。

(休館日)

第 3 条 施設の休館日は設けません。ただし、特に必要があると認めるときは、臨時に休館日を設けることがあります。

(駐車・駐輪)

第 4 条 施設に自動車の駐車スペース、自転車の駐輪スペースはございません。施設近隣のコインパーキング等を使用するなどして、所定の場所に駐車・駐輪してください。

(禁止事項)

第 5 条 消防法に定める危険物、火気並びに施設管理上不適切であると認められる物品等を施設内に持ち込むことはできません。また、敷地内での喫煙も禁止します。喫煙の際は、近隣の喫煙が許可されたスペースをご利用ください。

2 敷地内での煮炊き、ケータリング、その他カセットコンロ、ホットプレートやたこ焼き機等の調理器具による調理等はできません。

3 施設・設備・備品に対し通常の使用による消耗を超える損傷を与える行為を行うことはできません。

4 施設内で許可なく営業行為を行うことはできません。また、原則営利を目的とする物品販売等、金銭の授受を行うことはできません。

5 エントランス等の共用部において、許可なく展示行為・物品を設置、陳列及び放置することはできません。

6 非常口・避難経路及び防火扉の付近には、物を置かないでください。

7 館内において動物の入館・飼育等はしないでください。

(近隣の住民や他の利用者への配慮)

第6条 近隣の住民に配慮し、創作活動時において、音漏れ、振動等については、十分注意してください。

2 他の利用者の創作活動に配慮するとともに、交流スペース等を活用して良好なコミュニケーションを図るなど、全ての利用者が快適に施設を使用できるようにしてください。

(届け出)

第7条 取材等で部外者の館内立ち入りを必要とする場合は、必ず事前に管理者に届け出をしてください。また、その部外者も本規約を遵守していただきます。

2 ワークショップやワーク・イン・プログレス等、部外者の入館を想定した使用を行う場合は、必ず事前に管理者に届け出をしてください。その内容により許可できない場合があります。また、その部外者も本規約を遵守していただきます。

(ごみの処分)

第8条 使用に際して発生したごみ(粗大ごみ等は除く)は、施設がある建物の共同集積場は使用せず、施設内に設置するごみ置場をご使用ください。ご使用の際は、指定のごみ分別ルールに基づいて分別してください。なお、粗大ごみ等の特殊なごみについては、利用者側での処分をお願いいたします。

また、ラーメン等のスープや飲み物等の液体の残りは、流しの所定のコーナーに流してからごみ置場に捨ててください。

(搬入・搬出・撤収)

第9条 創作活動における機材等の物品については、管理者が承認した期間内に搬出入を完了させてください。なお、搬出入における扉は約 220 cm×90 cm(縦×横)のみとなって

おりますので、制作物や制作における機材等のサイズには十分ご注意ください。

- 2 使用期間満了に伴う撤収の際は、午後 10 時までに完全退館してください。
- 3 午後 8 時以降の搬出入は、近隣への音の影響を考慮し、十分注意して行ってください。
- 4 搬出入時における施設の壁や床等の傷、破損、破れ等には十分注意して行ってください。

(制作物)

第 10 条 創作活動により制作した作品の権利は全て使用者に帰属し、管理者は一切の責任を負いかねます。使用者は作品を使用期間満了時に施設内に残置せず、責任をもって搬出してください。

(その他注意事項)

第 11 条 施設の使用にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための十分な対策を講じてください。

- 2 施設について、施設見学者や美術関係者等が訪問する場合がありますので、事前にご了承ください。
- 3 施設の使用にあたっては、各区画の壁や床、その他机、椅子等の什器だけでなく、トイレ、流し等の共用部についても、傷、破損、汚れ等に十分ご注意ください。
- 4 使用承認された期間の最終日は、使用したスペースを使用者本人が清掃し、以後の者が快適に使用できるようスペースの環境を保全してください。
- 5 施設入館の際は、本人確認のため身分証の提示を求めますので、ご了承ください。本人確認ができない場合、入館をお断りすることがございますので、必ず身分証をお持ちください。

(罰則及び賠償)

第 12 条 本規約の各条項に違反した場合、使用の停止、使用承認の取り消し並びに本施設や他の使用者及び来館者が受けた損害の賠償を求めることがあります。

- 2 施設を使用中に発生した人的・物的損害は、すべて使用者がその賠償責任を負うものとします。

(免責事項)

第 13 条 不測の事故、天災地変及び官公署の命令・指導等により、本施設の使用が不可能な事態が生じた場合、使用料金の返却をもってその補償とし、それ以上の賠償責任は負いかねます。

2 施設内での盗難、紛失等については、一切の責任を負いかねます。特に貴重品や持込備品等は個々の責任で管理してください。

3 施設内での事故や怪我については、一切の責任を負いかねます。使用期間中の安全管理や事故防止等は、使用者が責任をもって行ってください。

4 他の使用者とのトラブルについては、一切の責任を負いかねます。当事者同士で話し合ってください。

(災害時)

第 14 条 災害発生の際は、非常口等から各自で避難してください。

附則

(施行期日)

1 この規約は、令和 4 年 1 1 月 1 日から施行する。

(規約の失効)

2 この規約は、令和 5 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。